七十一　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。

次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

［削る］

七十二　医師の派遣に要する経費があること。

［削る］

前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十一　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。

次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

七十二　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市又は公認チームキャンプ候補地としての取組に要する経費があること。

七十三　医師の派遣に要する経費があること。

七十四　森林整備等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によって算定した額とする。

算式

A×2,407円＋B×106,420円＋C×80円

算式の符号

A　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a×b

算式の符号

a　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号。以下「森林環境税法」という。）第二十八条第一項に規定する私有林人工林の面積

b　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第一条の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率